



平成 30 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 英 明
(コード番号：6093 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 取締役執行役員 太 田 昌 景
管理本部長
(TEL. 03-6703-0500)

特別調査委員会による調査報告及び対応について

当社は、本年 3 月 16 日付「証券取引等監視委員会による当社元役員に対する課徴金納付命令の勧告について」において公表いたしましたとおり、当社元役員に対して課徴金納付命令を発出するよう証券取引等監視委員会が内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行った事実については、外部専門家を交えた特別調査委員会を公表の以前より設置し、調査を進めてまいりました。

今般、特別調査委員会から「調査報告書」の提出を受け、下記のとおり対応を検討いたしましたのでご報告いたします。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

当社元役員は、その職務に関し知った当社株式の分割に係る重要事実、業績予想の上方修正に係る重要事実及び配当予想の修正に係る重要事実を、社外の情報受領者に対し、平成 27 年 7 月 14 日及び平成 28 年 12 月 14 日に行った当社からの公表前に当社株式の買付けをさせることにより情報受領者に利益を得させる目的をもって伝達したもので、これらの行為が金融商品取引法第 175 条の 2 第 1 項に規定する「第 167 条の 2 第 1 項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をするを勧める」行為に該当すると認められ、勧告を受けたものです。

2. 勧告の概要

上記の法令違反に対し当社元役員が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金額は、59 万円です。

3. 当社としての対応

当社は、証券取引等監視委員会の調査開始後、事実関係の把握に努めるとともに、特別調査委員会を組織し、証券取引等監視委員会の調査の妨げにならない範囲で、事実確認、原因究明を行ってまいりました。その結果、これは元常務取締役 漆原達弥（以下「当該元取締役」といいます。）による重要事実の伝達行為と判明いたしました。調査の進捗を踏まえ、内部規程に深刻な違反があったものとし、重要会議への出席等の当該元取締役の取締役としての業務執行を停止してお

りました。また、当該元取締役より辞任届が提出された為、当該元取締役は平成30年1月31日付で既に当社及び当社子会社の取締役を退任しております。

4. 再発防止のための施策

当社は、特別調査委員会から再発防止のための施策の提言を受けるとともに、特別調査委員会の調査結果も踏まえ、以下の再発防止のための施策を策定いたしました。責任ある立場にある者が金融商品取引法に反する伝達行為を行った事実及び内部規程に反する行為を行った事実を重く受け止め、二度とこのような事態を起こさないように再発防止に取り組んでまいります。

(1) 誓約書の入手

取締役会及び経営委員会等の重要会議体で重要事実あるいは重要事実に該当する恐れがある情報が共有される場合、都度、不当な情報伝達行為を行わないよう確認すると共に、その旨を明記した誓約書を取締役、監査役及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）から提出させることといたします。また、個別の場合のみならず、年一回、包括的な誓約書を取締役等から提出させることといたします。

(2) 取締役等の研修の充実

今後新任の取締役等が就任する際、必ずインサイダー取引防止に関わる法規制の研修を実施いたします。また、在任中の取締役等に対しても定期的に同様の研修を実施いたします。

(3) 「インサイダー取引防止管理規程」等の厳格化

「インサイダー取引防止管理規程」に反する行為を行った取締役等は厳罰に処すことを規程上明確にいたします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、当社による損害賠償請求あるいは刑事告訴等の可能性があることを上記の誓約書に明記し、違反行為を行わないよう意識の醸成を図ります。

以上